

令和 8 年度第 5 回（令和 8 年 6 月 2 日）庁議提案

□審議 報告 □その他

担当部・課：保健福祉部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

1 件名

予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、感染症の予防のため、予防接種法の規定に基づく多様な感染症の予防接種を実施しており、さらに、予防接種法の規定に基づかないおたふくかぜ及び水痘（3 歳以上）の予防接種についても独自で実施している。予防接種により健康被害が発生した場合、事故災害補償金を支給することとしているが、予防接種法の規定によらず本市が独自に実施している予防接種への補償については、「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」及び「石巻市予防接種事故災害補償規則」により事故災害補償金の支給を行っている。

令和 8 年 3 月 2 7 日、予防接種法施行令の一部を改正する政令等が公布され、予防接種法の規定に基づく予防接種における事故災害補償金額が引き上げられた。

これに伴い、予防接種法の規定によらず本市が独自に実施している予防接種に係る事故災害補償についても、本市が加入する「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」において保険金額の一部が改正された。

【目的】

同保険の一部改正に伴い、本市においても規則を改正し、予防接種における事故災害補償金額の引き上げを行うもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令： 有 □無】**

予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号）

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令
（平成 2 1 年政令第 2 7 7 号）

石巻市予防接種事故災害補償規則（平成 2 1 年石巻市規則第 1 7 号）

【総合計画の位置付け： 有 □無】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮せるまち

第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進

【個別計画の位置付け： □有 無】**4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和 8 年 3 月 予防接種法施行令の一部を改正する政令、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則等の一部を改正する省令の公布（令和 8 年 4 月 1 日施行）

4 月 全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書の一部改正に関する通知（令和 8 年 4 月 2 4 日）

5 主な内容

予防接種における事故災害補償金額の引き上げ

補償金の種類		改正	現行
ア	死亡補償金	49,500,000円	48,000,000円
イ	障害の場合	(ア) 1級	48,000,000円
		(イ) 2級	31,960,000円
		(ウ) 3級	24,399,000円

対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘(3歳以上)）

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

予防接種における事故災害補償について、適正な補償が図られる。

【市財政への負担】

補償金は全国市長会予防接種事故賠償補償保険より支出されるため、補償金額の引き上げによる市の財政的な負担はない。

参考：全国市長会予防接種事故賠償補償保険料分担金 284,262円（一般財源）

7 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体においても同様の改正を行う。

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年6月 石巻市予防接種事故災害補償規則の一部改正（令和8年4月1日遡及適用）

9 その他